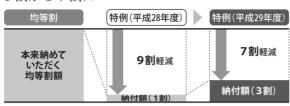
## 年収約 153 万円~約 211 万円の方の所得割の軽減が 改定内容① 5割から2割に



元被扶養者(75歳になる前日に、ご家族の会社の健 改定内容② 康保険等で被扶養者だった方) の均等割の軽減が 9割から7割に



## 年間保険料額の比較(例)

夫婦2人(被保険者)世帯で、妻が元被扶養者で年金収入が80万円以下の場合

⑪観覧席の車いす使用者用席に至る通路等の改修

⑨浴室・脱衣室の改修 ⑦出入口までの通路の改修

⑩シャワー室・更衣室の改修

⑧洗面所の設置

⑥車いす使用者用駐車施設に至る通路等の改修

④エレベーターの設置

夫の 年金収入	区分	均等割 軽減	所得割 軽減	年額保険料額		
				28年度	29年度	比 較
80万円	夫	9割	_	4,900円	4,900円	0 円
	妻	9割	_	4,900円	4,900円	0円
153万円	夫	8.5割	_	7,400円	7,400円	0 円
	妻	8.5割	_	4,900円	7,400円	2,500円増
168万円	夫	8.5割	2割	15,300円	20,000円	4,700円増
	妻	8.5割	_	4,900円	7,400円	2,500円増
211万円	夫	5割	2割	55,300円	73,600円	18,300円増
	妻	7割	_	4,900円	14,900円	10,000円増
222万円	夫	5割◎	_	112,300円	97,400円	14,900円減
	妻	7割	_	4,900円	14,900円	10,000円増
266万円	夫	2割◎	_	168,500円	158,600円	9,900円減
	妻	7割	_	4,900円	14,900円	10,000円増

保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算 後に、100円未満を切り捨てます。

料の軽減率が見直されました。

|代間の負担の公平を図るため、

29年度から保険

新しい軽減率による29年度の保険料額は、

7 一月に

お問合せ ださい。

国保年金課

7

3

86

個別に送付する

「保険料額決定通知書」でご確認く

- 65歳以上(当該年の1月1日時点)の公的年 金等受給者については、均等割の軽減判定に用 いる所得額を算出する際に、高齢者特別控除 (15万円)が適用されます。
- ・29 年度から均等割の2割・5割軽減が受けら れる対象者が拡大しました。(表の◎)
- ・あくまでも平均的な例であって、個々の条件で 保険料額は異なる場合があります。

とができるよう施設を整備する際、 対象建築物 設整備費補助金」制度を設けています。 法の基準適合を義務づけられている施設の増改築は対象外 方が利用する店舗等の建築物の増改築など。 では、 次に掲げるもので「函館市福祉のまちづくり施設整備

対象工事

増改築など。

①出入口の改修

②受付までの廊下の改修

③階段の改修

⑤車いす使用者用等のトイレの設置

費補助金交付要綱」に規定する整備の基準に適合させるため

 $\tilde{O}$ 

一部を補助する「福祉のまちづくり施 誰もが安全で円滑に利用するこ 市内に所在する不特定多数 その費



## 補助限度額の例

少ない方の額(1万円未満切り捨て)

補助限度額と実際に工事にかかる経費の2分の1を比

手すり設置工事のみも可

補助金額

\*

②35679<br/>⑩1<br/>1<br/>はついては、

⑩授乳・おむつ換え場所の整備

⑪案内標示板の設置 ⑫公衆電話所の設置

①改札

レジ通路の改修

③カウンター・記載台の設置

出入口までの通路改修 25 万円

・エレベーター設置 500万円 (改修は150

車いす用トイレ設置 50 万 円 (改修は25万円)

手続など詳しいことは、 カウンター設置 10 万円 担当課へお問合せください。

お問合せ

地域福祉課

~すべての人匠やなしいまちづくりのため匠